

# 平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	14	府省庁名 厚生労働省
対象税目	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人住民税</span> 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他(徴収規定)</span>	
要望項目名	雇用保険法の改正に伴う税制上の所要の措置	
要望内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 失業等給付については全て非課税にされているが、平成23年1月31日「雇用保険部会報告」において、引き続き検討するとされたもの（平成23年度末まで暫定的に講じることとしている個別延長給付等）について労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において検討を行い、この検討結果を踏まえて所要の措置を講じる。</li>   <li>・ 特例措置の内容 現在のところ未定である。</li> </ul>	
関係条文	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">                     雇用保険法（昭和49年法律第116号）第12条（公課の禁止）                      第12条 租税その他の公課は、失業等給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。                 </div>	
減収見込額	（初年度）      —                      （      —      ）      （平年度）      —                      （      —      ）      （単位：百万円）	
要望理由	（1）政策目的 平成23年1月31日「雇用保険部会報告」において、引き続き検討するとされたもの（平成23年度末まで暫定的に講じることとしている個別延長給付等）についての労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会における検討結果に基づき所要の改正を行う。  （2）施策の必要性 失業等給付は、その給付目的達成のため必要最小限度に設定することから、さらにこれに対して課税した場合、給付の効果が著しく減殺されることとなるため、非課税措置が不可欠である。	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本目標 I 「格差の縮小を図る」</li> <li>・施策大目標 I-2 「第二のセーフティネット機能の強化等により、生活困窮を防止する」</li> <li>・施策中目標 I-2-2 「雇用保険制度の安定的かつ適正な運営により、求職活動を容易にするための保障を図る」</li> </ul>
	政策の達成目標	失業者に対する失業等給付の支給を通じて、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にするなど再就職を促進し、セーフティネット機能の強化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税についても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	失業等給付については、受給者の最低生活を保障するものであり、公課等を課し給付を減殺することは、国の国民に対する最低生活保障の原則に照らし矛盾することとなる。したがって改正後の失業等給付も非課税とすることが適当である。
	ページ	14—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	失業等給付に係る非課税については、法改正に合わせて平成 15 年度、平成 19 年度、平成 21 年度、平成 22 年度、平成 23 年度等に非課税措置の維持の税制要望を行った。